

2022 年 2 月

新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン(2022 年 2 月版)

神田書学院

業務時間:9:30~17:30(日・祝休)

TEL:03-3265-5491

FAX:03-3234-3548

MAIL:shogakuin@nihonshodou.or.jp

平素より、感染予防対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

2022 年 2 月 2 日付けで厚生労働省より濃厚接触者の待機期間が短縮されたことなどを受け、2022 年 1 月通知のガイドラインより、以下の対応表を改訂しました。

今後も変更が生じる場合は、書学院 HP にて通知しますので、ご確認をお願いします。

●新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触者になった場合の対応

	状況	対応
1	受講生本人が感染した場合	【症状がある場合】症状が出た日から 10 日間以上経過、かつ症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向であること)から 72 時間以上経っていれば、受講可能。 【症状がない場合】検体採取日より 7 日間以上経過していれば、受講可能。 いずれの場合も受講再開時に、治癒証明書や検体採取日、病院受診日、保健所から指示された隔離期間がわかるもの等何らかの資料をご提出ください。
2	同居の家族が感染した場合	<u>感染者の発症日(感染者が無症状の場合は検体採取日)か、感染対策をとった日のいずれか遅い日から 7 日目までに発症しなかった場合は 8 日目から受講可能とします。</u> 受講再開時に、受講生本人の陰性の証明書、もしくは感染者の発症日等がわかる何らかの資料をご提示ください。
3	講師や事務所スタッフが感染した場合	該当講師は即日休業し、講師を交代しての指導継続もしくは日程変更とすることを検討し、該当講師の受講生の方にご連絡します。 講師の症状が出た日もしくは検体採取日から 10 日間以上経過後、 <u>かつ症状軽快から 72 時間以上経っていれば</u> 、講師の講座再開を可能とします。 スタッフが感染した場合は、安全を確認した上で業務を再開いたします。
4	受講生本人、または家族が濃厚接触者となった場合	受講生およびご家族が感染者と最後に濃厚接触をしてから <u>7 日間以上経過後</u> 、発熱等の症状が一切ない場合、受講を可能とします。
5	講師が濃厚接触者となった場合	該当講師は即日休業し、講師を交代しての指導継続もしくは日程変更とすることを検討し、ご連絡します。 講師が感染者と最後に濃厚接触をした日から <u>7 日間以上経過後</u> 、発熱等の症状が一切ない場合、該当講師の講座再開を可能とします。